

一般社団法人 愛知県レンタカー協会について

組織

会員事業者数	令和7年3月末現在	81者(賛助会員3者含む)
会員保有車両	令和7年3月末現在	28,212台
役員		会長、副会長3名、常務理事3名、専務理事1名、理事7名、監事2名

沿革

昭和34年6月	会員数14者、車両数32台で愛知県貸自動車協会として設立
昭和53年3月	愛知県レンタカー協会に改称
昭和59年9月	全国レンタカー協会発足・加盟
平成4年4月	中部地区レンタカー協会連合会発足・加盟
平成26年4月	一般社団法人に組織変更



事務局

名古屋市昭和区滝子町30番16号
愛知県自動車会館3階
TEL: 052-882-5220 FAX: 052-872-6316
URL: <http://www.aichi-rentacar.gr.jp>

活動加盟団体等

- 愛知県交通安全推進協議会
- 愛知県名古屋市道路利用者会議
- 暴力追放愛知県民会議
- 一般社団法人愛知県自動車会議所
- 中部地区レンタカー協会連合会

青明会(青年部会)

49歳以下の経営者、後継者、レンタカー担当者の相互啓発とレンタカー協会の活性化、発展に寄与する事を目的として活動

委員会

- 業務委員会
- 中小企業委員会
- 交通安全・防犯委員会

- 愛知県高速道路交通安全協議会
- 愛知県自動車盗難等防止協議会
- 名古屋市商工会議所
- 一般社団法人全国レンタカー協会

1. レンタカー事業の健全な運営の推進

■講習会等の開催

会員事業者従業員皆さんの知識、接客等のレベルアップを図るため、様々な講習会を開催している。

- レンタカーアドバイザー資格認定講習会
- レンタカーマスター資格認定講習会
- サイバー犯罪の現状と対策
- インスタグラム講習会
- レンタカーと保険トラブル講習会
- 業務効率化のためのAI活用法

資格認定書・アドバイザーステッカー

資格認定講習会



2. トラブル、困り事への対応

■レンタカーの不返還(乗り逃げ)対策

- レンタカーの不返還は盗難扱いの対象にならず、抹消登録ができなかった。



- 不返還被害にあった場合の車両の抹消登録の申請に、全国レンタカー協会が発行した「不返還証明書」を添付することにより、「盗難車と同様に抹消登録扱いが出来る。愛知県ナンバー車両の「不返還証明書」発行手続きは、愛知県レンタカー協会が窓口となっている。

■ 駐車違反による違反料金未払い対策

- レンタカーが駐車違反で摘発された場合に、レンタカー利用者が1ヶ月以内に反則金を納付しないときは、車検証の「使用者」であるレンタカー事業者に「放置違反金」が課せられる。



- レンタカー協会では警察との協議により「レンタカー連絡先シール」を車両に貼付することで、駐車違反が確認された際、警察からレンタカー事業者へ連絡が入る体制を構築。
- これにより、事業者は利用者に車両の移動と警察への出頭を依頼、車両返却時、反則金の納付確認ができる。

駐車違反発生件数(全レ协会会员のみ)

	H18/6 ~H19/5		R4/6 ~R5/5	R5/6 ~R6/5	R6/6 ~R7/5
駐車違反発生件数	16,725	中略	10,813	11,271	11,708
シール貼付済みで警察から連絡の無かった件数	1,622		174	208	264
発生件数に対する割合	9.7%		1.6%	1.8%	2.3%
事業者が反則金を負担した件数	—		264	339	293
発生件数に対する割合	—		2.4%	3.0%	2.5%

簡易シールイメージ(7cm×3cm)



3. 交通安全の推進

- 全国統一事故防止キャンペーン
- 無事故無違反声かけグッズの作成
- のぼり、ポスターの配布

交通安全グッズ



のぼり



4. 当協会の目的を達成するために必要な事業

- 貸渡契約書、日常点検表、レンタカー貸渡約款等帳票類の販売
- 各種資料、店舗用ポスター、看板等の配布・販売
- 国からの各種施策、補助金等の情報提供
- 定期的な会報の発行
- ホームページによる各社のPR
- 支局長、運輸局長、大臣表彰の推薦

貸渡契約書

標準約款



- レンタカー協会では、会員の皆様の事業運営に関する手助けをしながら、レンタカー事業の社会的地位の向上と健全な事業の発展に努めています。
- 会員同士はレンタカー事業運営においては、ライバルではありますが、講習会、研修会、懇親会等において各社からの情報が得られ、自社の事業運営に活用できます。
- レンタカー事業に関し、個人や一社だけの力で対処するのは困難な問題等に対して、組織の力で対応することが必要となります。

当協会の活動内容、存在意義にご理解いただき、加入事業者様には一層のご活用を、未加入事業者様には加入についてのご検討をお願いいたします。

一般社団法人 愛知県レンタカー協会 入会案内

1. 組織について

- ①昭和34年6月任意団体「愛知県貸自動車協会」という名称で14事業者32台で設立。
- ②昭和51年4月に現在の名称に変更。
- ③平成26年4月一般社団法人登記
- ④正会員数78者、登録車両数約28,200台（令和7年3月現在）。
- ⑤各都道府県（北海道は行政庁単位）ごとにレンタカー協会があり、それらの協会により、一般社団法人全国レンタカー協会が設立運営されている。
- ⑥中部運輸局管内の5県の各県レンタカー協会で「中部地区レンタカー協会連合会」を結成し当協会が会長と事務を担当している。

2. 所在地

〒466-8558 名古屋市昭和区滝子町30番16号
愛知県自動車会館3階

3. 目的

（会則第3条）

本会は、レンタカー事業の適正な運営と利用者サービスの改善を通じて、事業の健全な発展をはかるとともに、関係機関と会員間および会員相互の連絡を緊密化することにより、事業の社会的経済的地位の向上をはかることを目的とする。

参考 愛知県自動車盗難等防止協議会 愛知県交通安全推進協議会 愛知県高速道路交通安全協議会 名古屋商工会議所 ほか各種団体に構成員として参画。

4. 事業

（会則第4条）

本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1）レンタカー事業に関する諸施策の検討と指導育成
- （2）各種の調査、統計、資料の作成と公表
- （3）車輛整備管理の研究と交通安全の啓蒙
- （4）関係諸官庁等に対する連絡、協力および建議
- （5）各種の講演会、講習会の開催
- （6）その他本会の目的を達成するために必要な事業

5. 活 動

総年会1回、理事会年5回、懇親会、忘新年会、講習会等開催

- 業務委員会
- 防犯・交通安全委員会
- 中小企業委員会
- 地区部会
- 青明会(49歳以下の経営者及び後継者の相互啓発、情報交換等)
- ARゴルフ会

6. 入会

- 入会資格 レンタカー事業の許可を有すること。
- 入会申込書に必要事項を記入し、入会金50,000円を添えて当協会事務局へご提出下さい。
- 協会費は店舗数、レンタカー登録台数により算出し、四半期毎にご請求致します。

7. 協会から配付するもの

- 会員章
- 毎月発行される(一社)全国レンタカー協会の会報・各種情報
- 毎月発行する当協会の会報
- 関係機関からの各種情報
- 有料頒布用品(貸渡伝票・日常点検表・連絡先シール・業務資料等)

他

8. その他

- 顧問弁護士(アルヴァリンク法律事務所 森田辰彦先生)
- 全レ協情報管理システムNPSの利用(不返還・駐車違反者情報)
- 愛レ協ホームページへの掲載

詳細は事務局におたずね下さい。

(一社)愛知県レンタカー協会

TEL 052-882-5220

FAX 052-872-6316

mail info@aichi-rentacar.gr.jp

協会費の計算方法について（1ヶ月当たり）

基本料	1社	4,900円
営業所料	1営業所当たり	1,200円(本社営業所は除く)
車両料	バス1台当たり	200円
	バス以外の車種1台当たり	3,000台まで 50円
		3,001台以上 21円

例) 本社営業所、他2店舗、バス3台、乗用車6台、貨物4台を登録している場合

基本料		4,900円
営業所料	1,200円× 2	= 2,400円
車両料(バス)	200円× 3	= 600円
(その他)	50円× 10	= 500円
協会費1ヶ月分		8,400円

*計算の基礎となる車両数等は、ご請求年度の前年の3月31日現在の登録数によります。(1年間同じ金額です。)

*入会された年度は入会申込書に記入された登録数で計算し、ご入会の翌月分よりご請求致します。

*四半期毎に3ヶ月分をご請求致します。請求書の届いた月の翌月末までにご入金下さい。

*この計算方法、単価等は総会の議決により改定されることがあります。

*振込先 三菱UFJ銀行 滝子支店 普通預金 0082567

一般社団法人愛知県レンタカー協会
TEL: 052-882-5220
FAX: 052-872-6316

一般社団法人愛知県レンタカー協会

入会に伴って協会から無料で配布するもの

- 会員章、会員名簿
- カウンター用「ご注意」看板
- レンタカーご利用時の4つのお願い（利用者用チラシ）
- 中型免許証、準中型免許証（4種類）車両貼付用シール
- 店頭表示用ポスター（労務提供しない旨のポスター等）
- 会報（月1回発行）他各種案内

有料頒布品（送料着払いでお送りします。）

- 貸渡伝票（契約書・精算書・貸渡証の3枚複写）愛し協版 1冊（50回分） 640円
- 貸渡伝票（契約書・明細書・貸渡証の3枚複写）全し協版 1束（50回分） 300円
- 日常点検表 2枚複写 1冊（50枚） 300円
- 定期点検記録簿 3ヶ月用、6ヶ月用 各2枚複写 1冊（50回分） 300円
- 交通安全運動のぼり 1枚 500円
- 標準レンタカー貸渡約款 2022年改訂版 1冊100円 1枚45円（ポスター）
- 標準建設作業車関係貸渡約款 2022年改訂版 1冊100円 1枚50円（ポスター）
- 全し協情報システムNPSの利用（不返還、駐車違反者情報）1ヶ月1000円
- 放置駐車連絡先ステッカー（発注枚数により50枚900円程度～）年2回受注
- 放置駐車連絡先簡易シール（自著タイプ） 1シート（5枚） 150円
- ステッカー「放置駐車はあなたの責任で」 1シート（10枚） 10円
- 「レンタカーアドバイザー」表示サイン（資格認定講習会修了者のみ）
カウンター用ディスプレイ 1個 1500円
ウィンドウ貼付シール A4 1枚310円 B5 1枚270円
名刺貼りシール 1シート（50枚） 50円
- レンタカーご利用ガイド（英語・韓国語・中国語繁体字・中国語簡体字）各1部 20円
- マグネットステッカー「外国の方が運転しています」 1枚 200円

その他 ご利用いただけること

- 愛し協ホームページへの掲載（調査票をご提出下さい。）
- ARゴルフ会
- 青明会
49歳以下の経営者及び後継者が集まり、相互啓発、情報交換をし、業界の発展を考える会
- 当協会の顧問弁護士
- 全国レンタカー協会の法律顧問による法律相談窓口
- 不返還証明書交付手数料1件2000円